

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 28 日 号外第 275 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 28 日 政令第 258 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 25 号）の施行の日から施行
【制定の根拠】	中小企業倒産防止共済法第 9 条第 2 項ただし書及び第 10 条第 1 項
【法令のあらまし】	1 共済金の貸付限度額を 3,200 万円から 8,000 万円に引き上げる。（第 2 条関係） 2 償還期間を、共済金の貸付額に応じて、5,000 万円未満については 5 年、5,000 万円以上 6,500 万円未満については 6 年、6,500 万円以上 8,000 万円以下については 7 年とする。（第 3 条関係）
【改正される法令】	中小企業倒産防止共済法施行令（昭和 53 年政令第 31 号）